

資金自動集中配分サービス利用規定(キャッシュトランスファーサービス)(2020年3月改定)

資金自動集中配分サービス利用規定(キャッシュトランスファーサービス)(以下、「本規定」といいます)は、株式会社三井住友銀行(以下、「当行」といいます)が「資金自動集中配分サービス(キャッシュトランスファーサービス)」にて提供するサービス(以下、「本サービス」といいます)の利用に関して定めたものです。本サービスの申込人(以下、「契約者」といいます)は、本規定の内容を理解した上で本サービスを利用することを承諾して申し込むものとし、当行がこれを承認して契約者に対し本サービスを提供するに際しては、当行と契約者との間に以下の規定が適用されるものとします。

1. 本サービスの内容等

- (1) 資金自動集中配分サービス依頼書記載のとおり振替要領により、引落指定預金口座から振替金額を引落しうへ受取人あてに振替えるものとします。なお、引落し処理は振替指定日の当行営業終了時に支払可能預金残高に基づき当行所定の方法で行うものとします。この場合、預金の引落し手続については当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出または普通預金通帳および普通預金払戻請求書の提出は不要とします。
- (2) 依頼人の入金指定口座に振替入金した資金は振替日の翌営業日以降に利用できます。
- (3) 振替指定日が銀行の休日に当たる場合は前営業日または、翌営業日のうち依頼人が指定する日を振替指定日とします。
- (4) 税抜基本手数料および消費税相当額は、当行所定の料金を集中サービスについては入金指定口座から、配分サービスについては引落指定口座から当行所定の方法で上記(1)に準じて引落します。
- (5) 税抜取扱手数料および消費税相当額は、貴行所定の料金を貴行所定の方法で上記(1)に準じて取扱手数料引落指定預金口座から引落します。
- (6) 税抜基本手数料ないし税抜取扱手数料が金融情勢の変化等により変更する場合、依頼人に都度連絡することなく変更後の新税抜手数料金額および消費税相当額の合計金額で徴求します。
- (7) 振替(含む、税抜基本手数料、税抜取扱手数料および消費税相当額)の都度の通知および領収書の発行は省略します。
- (8) 引落指定預金口座の残高が振替指定日に振替要領の金額(含む税抜取扱手数料および消費税相当額)に満たないときは依頼人に通知することなく当日の振替を取止める場合があります。なお、解約ないし振替の取止めは、依頼人連名によるほか、引落指定先もしくは入金指定先のいずれか一方のみの依頼によって取扱い、その場合、他の一方に対し連絡を省略することがあります。
- (9) 当行が必要と認めた場合は、この取扱を解約することがあります。
- (10) 本取扱に関して万一紛議が生じても、当行は責任を負いません。

2. 規定の変更

- (1) 当行は本利用規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本利用規定の内容を変更できるものとし、変更後の本利用規定は公表の際に定める1週間以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。契約者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更不同意旨の通知を受領しない場合には、変更同意があったものとみなします。また、変更不同意旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本契約を解

約することができるものとします。

- (2) 本利用規定が店頭配備の申込帳票その他の書面に印字されている場合には、最新の本サービス、本利用規定の内容を反映していないことがあります。そのため、契約者は、本サービスの申込みおよび本サービスの利用にあたり、事前に当行ホームページに掲載された最新の本利用規定をご確認ください。

以上